

# 当麻地区整備促進事業における産業的土地利用に関するサウンディング型市場調査 実施要領

## 1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」（以下「調査」という。）とは、事業の検討に当たって、民間事業者等から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施するものです。

## 2 調査の目的

当麻地区整備促進事業では相模原・愛川インターチェンジ周辺での「産業を中心とした新たな拠点の形成」を目指し、平成25年に「当麻宿地区」、令和2年に「花ヶ谷戸地区」が市街化区域に編入される等、まちづくりが進められてきました。

現在は「後続地区」として「谷原・市場地区」での土地区画整理事業や「市場地区」での地区計画による市街化区域への編入が検討されています。

しかし、「谷原・市場地区」は大部分が「埋蔵文化財包蔵地」のため、土地区画整理事業の実現化検証を行ったところ、多額の発掘調査費がかかることや長期間の調査が必要となること等が課題となり、事業化が非常に困難であることが判明しました。

これを踏まえ、地権者組織との協議の結果、サウンディング型市場調査により、これまで想定してきた事業内容や範囲、手法等に捉われず、様々な可能性を模索していくこととなりました。

また、本地区は令和7年12月25日の「相模原市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更において「土地利用の検討を進める地区」として市街化区域編入を検討していくこととなっています。

そのため、本調査では、これまで検討してきた「谷原・市場地区」を基本としつつ、「土地利用の検討を進める地区」を目安とした範囲内の市街化調整区域を調査対象とし、幅広い専門知識や豊富な実績とノウハウを持つ民間事業者等から新たな方策について提案を募り、今後の取組の方向性を判断する材料とすることを目的とします。

### 3 調査の対象

事業名等	当麻地区整備促進事業
対話内容 (主なもの)	谷原・市場地区及びその周辺地区の産業的土地利用に向けた提案について
概要	<p>調査対象：「後続地区」である「谷原・市場地区」を基本としつつ、「土地利用の検討を進める地区」を目安とした範囲内の市街化調整区域</p> <p>※提案内容に応じて事業範囲を設定してください。</p> <p>※現在の土地利用状況や地域資源を生かすことによる、市街化区域への編入を想定しない提案についても受け付けます。</p>  <p>【参考】</p> <p>これまで「谷原・市場地区」で想定してきた事業内容や範囲、手法等は次のとおりです。</p> <p>事業目的：産業を中心とした新たな拠点の形成</p> <p>事業手法：組合施行による土地区画整理事業</p> <p>事業範囲：別添の「当麻地区整備促進事業のまちづくりの概要」参照</p> <p>面積：215,630㎡</p> <p>区域区分：市街化調整区域（市街化区域への編入を想定）</p>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施主体として取り組むことが可能な団体</li> <li>実施主体の構成員として取り組むことが可能な団体</li> </ul>

※詳細については、「6 地区の概要」及び「7 対話内容」をご確認ください。

### 4 実施スケジュール

内 容	実 施 時 期
実施要領の公表	令和8年4月9日（木）
事前説明会の開催	令和8年4月24日（金） 14時から
対話参加の申込み	令和8年4月9日（木）～令和8年5月15日（金）
資料提出	対話実施日の5営業日前まで
対話の実施	令和8年6月15日（月）～令和8年6月30日（火） ※参加申込みの状況に応じて延長する可能性があります。
結果の公表	令和8年9月（予定）

## 5 対話までの流れ

### (1) 事前説明会の開催

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会を開催いたします。

参加を希望される方は、別紙1「事前説明会参加申込書」に必要事項を記載しEメールに添付の上、期日までに下記申込先に申込みください。

※事前説明会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

※多数の申込みがあった場合、会場の定員により参加人数を調整させていただく場合があります。

※会場が遠方である等、事前説明会へのご出席が難しく、ご質問等がある場合はご連絡ください。

※Eメールの件名は「【事前説明会申込み】(団体名)」としてください。

【日 時】令和8年4月24日(金) 14時から

【場 所】市役所庁舎 会議室棟1階 第1会議室  
(相模原市中央区中央2丁目11番15号)

【申込期限】令和8年4月20日(月) 17時まで

【申 込 先】相模原市都市建設局まちづくり推進部都市整備課  
[toshiseibi@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:toshiseibi@city.sagamihara.kanagawa.jp)



【アクセス】JR 相模原駅から徒歩15分(又はバス5分)

(2) 対話参加の申込み

別紙2「対話参加申込書」に必要事項を記載しEメールに添付の上、申込期間中に上記申込先へ申込みください。

※Eメールの件名は「【対話申込み】(団体名)」としてください。

【申込期間】令和8年4月9日(木)から令和8年5月15日(金)17時まで

(3) 資料提出

効果的な対話を行うため、「7 対話内容」に関する資料のご提出をお願いします。

※Eメールで対話実施日の5営業日前までに上記申込先へご提出ください。

※Eメールの件名は「【資料提出】(団体名)」としてください。

(4) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

【日 時】令和8年6月15日(月)から令和8年6月30日(火)まで

【場 所】相模原市役所本庁舎内の会議室を予定しております。

【実施方法・対話内容等】 「7 対話内容」以降をご確認ください。

※対話参加の申込後、対話実施日時について調整させていただきます。

(5) その他

- ・ 対話参加の申込みが多数あり、全てに対応が難しい場合は、対話参加者を当方の基準により選定させていただく場合があります。

6 地区の概要

別紙3「当麻地区整備促進事業の概要」のとおり。

## 7 対話内容

### 内容：「谷原・市場地区及びその周辺地区の産業的土地利用に向けた提案について」

これまで想定してきた事業内容や範囲、手法等に捉われる必要はありませんが、今回いただいた提案を基にして、事業の実現可能性について検討したいと考えているため、できる限り具体性や実現性が明確な提案内容としてください。

また、対話にあたっては、次の項目に関する資料をご提出ください。

項目	内容（例）
事業等の内容	具体的な事業内容について記載してください。 （例） <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業手法</li><li>・ 事業主体</li><li>・ 事業範囲</li><li>・ 想定事業費や財源等の資金計画</li><li>・ 想定スケジュール</li><li>・ 事業を実現化するための工夫</li><li>・ 活用する制度</li><li>・ 法令や制度との整合性</li><li>・ 市街化区域編入への考え方（※現在の土地利用状況や地域資源を生かすことによる、市街化区域への編入を想定しない提案についても受け付けます。）</li><li>・ 採用を見込んでいる工法や技術</li><li>・ 前提条件</li><li>・ 実現化に際しての課題 など</li></ul>
市の役割等	市に期待する役割や支援、配慮等があれば記載してください。

※一部、お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

対話の際には、提出いただいた資料に沿って、ご説明・ご提案をお願いします。その後、市から質問し、または参加者からの質問に対して回答させていただき形式で対話を実施します。

## 8 留意事項

### （1）対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象となりません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。但し、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らの約束をするものではないことをご了承ください。

### （2）対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

### （3）追加対話への協力

対話実施後に追加対話（書面による対話を含む。）等を実施させていただき場合がありますので、予めご了承ください。

### （4）実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。  
また、公表内容を提案者に対し事前に確認を行います。

※「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、提案の内容については情報公開の対象となる場合があります。

(5) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

ア 相模原市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日条例第 31 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する）と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は同条第 2 項に違反している事実がある者

9 参考資料

市ホームページ「当麻地区整備促進事業」

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/toshikeikaku/1004670.html>

10 問い合わせ先

連絡先：相模原市都市建設局まちづくり推進部都市整備課

所在地：相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話番号：042-769-8259（直通）

F A X：042-754-8490

Eメール：toshiseibi@city.sagamihara.kanagawa.jp